

平成 28 年 6 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	28年 6月 農地部会		
日 時	平成28年 6月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯	欠	書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	欠
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	○
31 小 原 邦 彦	○

19名中 16名出席

欠席届出 楠 井 常 夫

酒 本 修

梶 野 方 伯

## 議事日程

### 議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	11 件	田 畑	8,179.00 m <sup>2</sup> 3,337.00 m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	4 件	田 畑	3,211.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	3 件	田 畑	228.00 m <sup>2</sup> 1,579.00 m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	12 件	田 畑	4,837.15 m <sup>2</sup> 1,687.00 m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	4 件	田 畑	923.00 m <sup>2</sup> 12729.00 m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	10 件	田 畑	22,799.33 m <sup>2</sup> 2,087.00 m <sup>2</sup>
第8号議案	(イ) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	494.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
	(ロ) 農地法第5条の規定による競売買受適格証明願	1 件	田 畑	764.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
合 計		46 件	田 畑	41,435.48 m <sup>2</sup> 21,419.00 m <sup>2</sup>

# 農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年 6 月20日 (月) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について  
2) その他

細川事務局長

おはようございます。

定刻5分前でございますが、出席予定の委員さんがみなさんお揃いになりましたので、ただいまより6月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 46 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、19名中 16 名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、27番 楠井 委員、10番 酒本 委員、25番 梶野 農政部長職務代理から 欠席の連絡をいただいております。

また、恐れ入りますが、議案の訂正がございます。議案の7ページをお開きください。第4号議案の11番についてでございますが、この案件につきまして、譲渡人が同一住所であるかのような表記になっておりますが、譲渡人の二人目の方は〇〇県・・・に居住されておりますので、お手数ですが議案に書き込みをお願いいたします。続いて議案の13ページをお開きください。第8号議案(イ)の2番、花崗土採取による農地造成の期間延長についてでございますが、こちらは当初の申請では農用地区域内の農地で3年間花崗土採取を行って農地造成をするという申請でしたが、本県では農用地区域内での工事期間は最大3年間で、それ以上の期間延長は本来認められないので、農地法第5条による再申請を行うよう指導を受け、その旨を業者に伝えたところ今回の申請は取り下げで、来月以降に農地法第5条で再申請を行うとの返答を得ました。

従って、第8号議案(イ)の2番については案件から削除いたします。

それに伴いまして、議案1ページの目次欄の 第8号議案(イ) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件数 2件を1件に、畑の面積 4,862㎡を0㎡に訂正をお願いいたします。

それから、2ページ 第1号議案 農地法第3条申請の 4番に

細川事務局長

ついてですが、こちらも取り下げになっておりますので、議案から削除をお願いいたします。  
従いまして、1ページの合計欄でございますけれども、第1号議案の件数 12件を11件に、畑の面積 3,535㎡を 3,337㎡ に訂正をお願いいたします。  
第8号議案(イ)の件数 2件を1件、畑の面積 4,862㎡を 0㎡ に訂正をお願いいたします。  
訂正につきましては、以上でございます。  
先程申し上げました合計件数46件は、訂正後の件数になっております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大原部会長

あらためて、おはようございます。  
委員の皆様におかれましては、田植えももう終わっておられると思いますが、いやまだや、残っとる という方も居られると思いますが、一言お疲れでしたと、とどどもに労りたいと思います。  
本日は、お忙しいところ早朝よりご出席をいただきまして、ありがとうございます。  
さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。  
本日の署名委員を  
4番 綾野 委員さんと  
20番 大西 委員さんのお二人にお願いします。  
次に、今月の現地調査につきましては、  
9番 大久保 委員さん  
24番 猪熊 委員さん  
31番 小原 委員さんと 私で、6月17日(金)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。  
では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

田路書記

では第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 218㎡。【議案読み上げ】  
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

田 路 書 記

2番、・・・、面積784㎡、外1筆 計1,455㎡。

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 376㎡。【議案読み上げ】

5番、・・・、面積 198㎡。【議案読み上げ】

6番、・・・、面積 697㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

7番、・・・、面積 693㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

8番、・・・、面積 1,504㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

9番、・・・、面積 1,084㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

10番面積 638㎡、外1筆 計1,236㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

11番、・・・、面積 764㎡、外3筆 計3,394㎡。【議案読み上げ】

本申請の譲渡人と譲受人は親子で、息子である譲受人が生前部分  
贈与により譲り受けるものであります、

12番、・・・、面積 661㎡。【議案読み上げ】

本申請は譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、11件につきまして譲受人については、農地の  
耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係  
等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

－ 梶野委員挙手 －

梶野委員 10番の案件につきまして、墓地となっているんですが、これは問題ないんですか。

藤井事務局長補佐 農地の外に墓地があるということで、農地については面積が確保されているので問題はないと考えています。

梶野委員 個人の墓地かな。

藤井事務局長補佐 現在は、墓地埋葬法等によりまして、墓地を作れる団体が限られています。以前は個人でも墓地が所有できたので、そういうことでは無いかと考えております。

梶野委員 わかりました。

大原部会長 他になにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」11件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」4件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」についてご説明申し上げます。

1番、…、面積 784㎡、外1筆 計1,455㎡。【議案読み上げ】  
本件は、第1号議案 2番と関連しております。

2番…、面積271㎡。【議案読み上げ】

3番…、面積 638㎡、外1筆 計1,236㎡。【議案読み上げ】  
本件は、第1号議案10番と関連しております。

4番、…、面積 249㎡。【議案読み上げ】  
本件は、第4号議案 12番と関連しております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条  
合意解約」4件 を受理し、処理してまいります。

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件を  
議題に供します。

なお、3号議案の 1番 については、  
現地調査を実施しておりますので、9番 大久保委員 さんに、  
現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

大久保委員 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」について  
説明をさせていただきます。

1番、・・・、面積 274㎡、合計 625㎡。【議案読み上げ】  
申請人が、自宅の畑4筆の上に、車庫を建てたり庭を造ったり  
した無断転用案件で、その無断転用となっている状況を解消  
したいと考えたため申請を行った案件です。  
現場は、府中町のさつきヶ丘団地から東に約200mの位置。  
無断転用は、今言った畑4筆の上に庭を作ったりカーポートを建て  
たりしている。  
申請理由は、昭和55年に本申請での併せ利用地である宅地に  
住宅を建築したが、その後、子の家族や孫の家族など親族と同居  
することが必要となっていった。それに伴い宅地拡張を進めていく  
中で農地である本申請地にも建物の建築がカーポート、庭園等を  
造り、無断転用となっている状況を解消したいと考えたためです。  
農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切  
であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
なお、無断転用については始末書の提出をいただいております。

以上です。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

大久保委員 さんより現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」について1番については、ただいま大久保委員さんより現地調査報告をいただいたとおりで、補足はございません。

2番、・・・、面積 228㎡。【議案読み上げ】

こちらは、川津町 字下川津 で、瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから北へ100mに位置し、周辺には川津本村集会場があるところであります。

無断転用となっております。

申請理由としましては、平成18年頃に自家用車の駐車スペースが無かったこと、また、申請人の経営する会社の来客用駐車場が必要になったことをきっかけに造成し、駐車場とした。しかし、その一部に本申請地である農地が含まれており無断転用となっていることがこの度判明しました。そのため、その無断転用となっている状況を解消したいと考えたため申請を行ったということです。

農地の区分としましては、都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響としましては、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認もできております。

その他としまして、無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 469㎡ 他1筆。【議案読み上げ】

申請地は、久米町二丁目の 東部中学校から西へ約120mに位置します。

無断転用は、ありません。

申請理由としては、将来的に安定収入を計るため、住環境、交通の便の良い本申請地に賃貸アパートを建築することを計画したためです。

農地の区分といたしましては、都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当いたします。

周辺農地への影響といたしましては、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。  
ただいま事務局の説明がありましたが、第3号議案について、  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」12件を議題に供します。

なお、第4号議案の 2番・4番・10番・12番 については現地調査を実施しておりますので 9番 大久保委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

大久保委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 330㎡。【議案読み上げ】

この現場ですが、セブンイレブン坂出加茂町店から11号線沿いに南西へ約20mに位置しております。

無断転用は、ありません。

申請理由については、譲受人は今年2月に王越町木沢より申請地から11号線沿いに約50メートル南西に建築会社を移転したが、周辺に資材等を保管する倉庫やトラック、ダンプ等の駐車場が無いので、4月に農地転用許可申請を行い、5月26日に許可を受けていた。

しかし、現在利用している事務所をモデルルームとして利用するため、事務所駐車場に駐車している会社車両や従業員の車を別の場所に駐車し、駐車場をお客様に開放する必要があり、倉庫と車両置場として利用する前回の許可面積では不足しているため、周辺の農地所有者に交渉を続けていたところ、許可を受けていた東隣の農地を譲ってもらえることになり、申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第8号議案(イ)の1番に関連しております。

4番、…、面積 1,056㎡、外1筆 合計 1,153㎡。【議案読み上げ】  
この現場ですが、救護施設清水園から南へ約 200mに位置しています。  
無断転用は、あります。  
申請理由としまして、申請地北隣の事業所拡大に伴い職員及び通所者の  
駐車場を敷地内で確保出来なくなったため、平成19年頃から申請地  
の一部を駐車場として利用する様になり、次第にその台数が増えていき  
平成24年より現在のような利用状況となっているので、無断転用解消を  
して譲り受けるため申請を行った案件です。  
農地の区分ですが、周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
その他として、申請地の無断転用については始末書の提出があります。  
なお、第5号議案の3番の非農地証明と関連しております。

10番、…、面積 175㎡ 外5筆 合計 1,327.91㎡。【議案読み上げ】  
この現場ですが、綾川大橋から県道33号線沿いに北西へ約 50mに  
位置しています。  
無断転用はありません。  
転用目的は、貸資材置場で、申請理由としましては、譲受人が代表  
取締役を務める土木建設会社が、現在林田町で借りている資材置場  
について地主より返却を迫られているので、市内で代替りの資材置場  
用地を探していたところ、県道沿いで規模も交通の便も良い申請地を  
譲ってもらえる事となった。会社の資金的な都合もあり、代表取締役で  
ある譲受人が取得、造成して会社に貸すために申請を行ったということ  
です。  
農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
その他としまして、計画地内にある農道及び水路について用途廃止を  
申請中であるということです。

12番、…、面積 249㎡。【議案読み上げ】  
現場ですが、道が狭いところで金山小学校から西へ約 200m、谷内池  
から北に約 100m位置しています。マルチン病院の裏に山があります  
けど、その南集落の一角です。  
無断転用は、特にありません。  
転用目的は、農業用倉庫を建てたいということで、申請理由としまして、

大久保委員 譲受人は元来計画地の小作人として農業を行っており、農作業の効率を上げるために農業用倉庫が必要となったので申請地を譲り受けるため申請を行った案件です。

農地区分ですが、この辺りは旧市街化区域で第3種農地に該当し、用途地域は第二種中高層住居専用地域であります。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上です

大原部長 はい、ありがとうございます。

ただいま 大久保委員 さんより 現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番、…、面積 359㎡。【議案読み上げ】

場所は、林田保育園から北へ約200mの丁字路を西へ約80mの位置しており、無断転用はありません。

申請理由として、譲受人は現在高松市の賃貸住宅に居住しているが、近々子供が生まれる予定なので、譲渡人の伯父から実家の近くの農地を譲り受けて自己住宅を建築したいということです。

農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地(第一種住居地域)に該当。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、5月部会 第2号議案 合意解約の3番で合意解約を行った農地になります。

2番については、大久保委員より現地調査報告をいただいたとおりですが、4月の第4号議案の1番で申請がありました農地の東隣の農地になります。4月に倉庫、駐車場用地で申請し、許可を受けていた農地をさらに拡張して、資材置場、駐車場用地として譲り受け、併せて利用したいということです。

3番、…、面積 869㎡。【議案読み上げ】

場所は、石井橋の飯山側の交差点を南へ約 750mそこから山側に西へ約 200mに位置しており、無断転用はありません。

藤井事務局長補佐

申請理由として、譲受人は、事業拡大に伴い太陽光発電を行い収入を得ようと考え、県道に近い申請地について全ての地権者から同意が得られたので譲り受けるため申請を行った案件です。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な経済産業省の設備認定書類、四国電力との電力需給契約申込書の提出をいただいております。また、申請地は平成26年10月30日に譲渡人自身が太陽光発電設備用地として許可を受けていた土地の一部であり、本申請に当たり取り消し願いを提出して申請を行っています。

4番については、さきほど大久保委員より現地調査報告をいただいたとおりでございます。

5番、・・・、面積 198㎡。【議案読み上げ】

場所は、川津文化センターから南へ約 500m に位置しており、無断転用はありません。

申請理由として、譲受人は、現在丸亀市の賃貸住宅に居住しており、家族が増えて手狭となったので、父から実家近くの農地の贈与を受けて分家住宅を建築したいということです。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

6番、・・・、面積 90㎡。【議案読み上げ】

場所は、マルナカ宇多津店から南へ約 600mに位置しています。

坂出市、宇多津町、丸亀市の行政区域境に位置しており、無断転用はありません。

申請理由は、申請地に隣接する場所に譲受人の所有する工場があり、工場の従業員が増えたことで現在23台分ある駐車場を会社役員である譲渡人の農地に使用貸借権を設定して拡張するため申請を行ったという案件である。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

7番、…、面積 68㎡ 外2筆 合計 101.24㎡。【議案読み上げ】  
場所は、ベルモニー会館福江町から南へ約 250m 市道花町池園南線を西に約 250mに位置しており、無断転用はありません。  
申請理由として、譲受人は近くの住民から駐車場が不足していると聞いており、隣に不耕作地があるので譲渡人に交渉したところ譲ってもらえる事になったので貸駐車場として申請を行った案件である。  
農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地(第二種住居地域)に該当。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
その他として、既に2台分については利用申込みがあり、申込書が添付されております。

8番、…、面積 285㎡。【議案読み上げ】  
場所は、ベルモニー会館福江町から南へ約 250m 市道花町池園南線を西に約 300mに位置しており、無断転用はありません。  
申請理由は、譲受人が現在丸亀市の賃貸住宅に親子3人で居住しているが、夫婦共働きのため、子供の面倒を親に見てもらわなければならない、妻の父から土地の使用貸借権を設定して住宅を建築するため申請を行った案件である。  
農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地(第二種住居地域)に該当。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

9番、…、面積 1,028㎡。【議案読み上げ】  
場所は、県道33号線沿いのファミリーマート昭和町店から北に約100mに位置しており、無断転用はありません。  
申請理由として、譲受人は、現在二人とも運送会社の役員をしているが、既存の倉庫だけでは保管しきれなくなったので、金融機関の指導もあり個人で農地を取得したうえで倉庫を建築し、会社に貸し付けるため申請を行った案件である。  
農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地(準工業地域)に該当。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
その他としまして、全体で面積が1,000㎡を超えており、農地転用と並行して開発許可申請を行うべく担当課とも協議中である。また、計画地内にある水路について、用途廃止の申請中ということある。

藤井事務局長補佐

建築後、会社が倉庫を借り受けるという利用申込書を添付。

10番については、さきほど大久保委員より現地調査報告をいただいたとおりでございます。

11番、・・・、面積 534㎡。【議案読み上げ】

場所は、伊東スイミングスクールから東へ約 150m、さらに交差点を南へ約 100mのところの位置しており、無断転用はありませんが、耕作はしておらず遊休化している状態です。

譲受人は、将来的に資産が残るよう共同住宅の経営を考えていたが、高知県内では条件に見合うところが見つからず、範囲を拡大して探していたところ、不動産屋を通じて紹介された土地が条件に合う場所だったので、所有権移転を行うため申請を行った案件である。

農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地(第一種住居地域)に該当。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

12番については、さきほど大久保委員より現地調査報告をいただいたとおりでございますが、面積が200㎡を超える理由として申請地周辺の道路が狭隘で、申請地内で車両を転回をしたり、作業を行ったりするためスペースが必要ということで200㎡を超える農業用倉庫の申請となったということです。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」12件につきまして、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することいたします。

続きまして、第5号議案「非農地証明願」4件を議題に供します。事務局の説明をお願いします。

大原部会長      なお、第5号議案については 4件とも 現地調査を実施  
しておりますので 24番 猪熊委員 さんに現地調査の報告  
をお願いいたします。

[現調委員]      <現地調査報告>  
猪熊委員      それでは、第5号議案「非農地証明願」について、説明いた  
します。

1番、…、面積 105㎡。【議案読み上げ】  
申請地 旭町三丁目、回生病院の北東 県道33号線交差点から  
東へ約50mに位置します。  
申請理由 農地法施行前より建物用地に供していたため。  
その他といたしまして、農地法施行前より建物用地として利用して  
いたことを証明するため、国土地理院のホームページより昭和22年  
に米軍が撮影した坂出市の航空写真の提出がありました。

2番、…、面積 85㎡、外1筆 合計 505㎡。【議案読み上げ】  
申請地 府中町 字 迹田原、坂出南部みかん共同撰果場から 主要  
地方道善通寺 府中線18号線を超えて 西へ約150mに位置します。  
申請理由 農地法施行前より建物用地に供していたため。  
その他といたしまして、本申請は、申請者所有の農地について、平成  
27年12月に農地法第5条による農地転用申請のための農振除外の際に、  
当該農地が無断転用であることが判明。そのため、当該農地における  
無断転用の解消が農振除外および農地法第5条による農地転用許可に  
かかる条件となっていた。そういったことから、非農地証明願の提出と  
なったものである。

3番、…、面積 499㎡、外6筆 合計 13,038㎡。【議案読み上げ】。  
申請地 西庄町 字 彌蘇場 市営八十場西団地から東へ約 100mに  
位置します。  
申請理由 20年以上耕作しておらず農地再生は困難なため。  
その他としまして、本申請は第4号議案4番に関連するものであります。  
20年以上耕作していないことについては、隣接農地所有者による  
証明書の提出をいただいております。

また、非農地とすることについて地元の土地改良区の同意書も提出  
してもらっています。

猪 熊 委 員 4番、・・・、面積 89㎡。【議案読み上げ】  
申請地 谷町 二丁目 金山小学校から西に約200m、谷内池から  
北に約 100mに位置します。  
申請理由 現在、隣接する農道拡幅部分として利用しており、今後も  
引き続き利用していきたいため。  
その他としまして、本申請は、第4号議案12番と関連するものであり  
ます。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。  
ただいま、猪熊委員 さんより 現地調査の報告がありました、  
事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 それでは第5号議案「非農地証明願」についての補足説明  
ですが、3番につきまして第4号議案4番に関連ということですが、  
これは、この農地につきまして山林への地目変更登記後に、第4  
号議案4番の譲受人が購入する予定となっておりますが、特に  
開発等の計画とかはなく、山林のまま保有するつもりであると申請  
者から申立書の提出をいただいております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案につき  
まして、なにかご意見・ご質問がありましたらお願いします。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」  
4件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」10件を  
議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」10件について  
ご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が3件、更新が3件、再設定が  
4件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が4件となって

田 路 書 記      おります。  
以上、農用地利用集積計画書10件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長      はい、ありがとうございました。  
事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各      委      員      【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長      特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」10件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 を議題に供します。

なお、第8号議案の1番は  
現地調査を実施しておりますので 24番 猪熊委員 さんに  
現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]      <現地調査報告>

猪 熊 委 員      それでは、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」の1番 について現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 264 m<sup>2</sup>、・・・、合計面積 494m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】  
場所は、セブンイレブン坂出加茂町店から 国道11号線沿いに  
南西へ約 30mの位置です。

無断転用は、ありません。

申請理由として、譲受人は今年2月に王越町木沢より申請地から  
11号線沿いに約50メートル南西に建築会社を移転したが、周辺に  
資材等を保管する倉庫やトラック、ダンプ等の駐車場が無いので、  
4月に農地転用許可申請を行い、5月26日に許可を受けていました。  
しかし、現在利用している事務所をモデルルームとして利用するため、  
現在会社車両や従業員の車を駐車している事務所駐車場をお客様  
に開放する必要があり、倉庫と車両置場で利用する前回許可の面積  
では不足しているため、周辺の農地所有者に交渉を続けたところ、

猪 熊 委 員 許可を受けていた東隣りの農地を譲ってもらえることになったので、  
一体利用するために計画変更を提出してきたものです。  
農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。  
ただいま 猪熊委員 さんより 現地調査の報告がございましたが、  
事務局の補足説明があればお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後  
の事業計画変更」についてご説明いたします。  
内容につきましては、先ほど猪熊委員よりご説明いただいた通りです。  
県の事務処理要領では、転用を完了しないままの農地転用許可地  
について、事業計画区域を拡張しようとする場合は事業計画の変更  
申請が必要となっております。本件におきましては、5月26日に倉庫  
及び駐車場用地として許可を受けた土地の隣接農地を第4号議案の  
2番でご審議いただいたとおり資材置場及び駐車場の拡張用地とし  
て一体で利用するため事業計画の変更申請を行ったものです。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 事務局の説明がございましたが、第8号議案(イ)についてなにか  
ご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第8号議案(イ)「農地法第5条  
の規定による許可後の事業計画変更」1件 について、原案  
どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと  
いたします。

続きまして、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による競公売  
買受適格証明願」会長専決 1件 を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

藤井事務局長補佐

それでは、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」 会長専決 について説明させていただきます。

1番、・・・、面積 741㎡。【議案読み上げ】

場所は、先月農地法第5条の規定による競売買受適格証明願の申請のあった案件と同じ場所であり、美装苑川津東ガソリンスタンドから南へ約 700m、野菜くだもの直売所から北東へ約 350mの位置です。

無断転用の有無ですが、前所有者が無断転用を行っております。

申請理由は、申請人が代表取締役をつとめる食肉加工、販売会社は申請地の近くで事務所及び倉庫を構えており、現在は倉庫を改造して従業員が寝泊まりしている。近くで従業員の宿舎に出来る場所を探していたところ、会社の倉庫から100m程しか離れていない申請地が競売にかけられていることを知り、資金の都合から申請人が取得・転用して会社に社員寮として貸付けようと農地法第5条の規定による競売買受適格証明願の申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他でございますが、併せて入札予定の宅地に既に建っている住宅2棟に、従業員がそれぞれ5～6名入居し社員寮として利用、農地部分に既に建っている倉庫、カーポートはそのまま利用し、それ以外の農地部分も従業員駐車場や社用車の置場として利用したいとのことです。

また、本件は申請者から6月6日に相談があり、入札期日が平成28年6月10日から6月17日までとなっているので、入札期日までほとんど日がなく県の担当者と協議したところ、その入札期日までに買受適格証明書を発行するには申請書に農業委員会の意見書を添付し、6月10日までに県への進達がなければ困難であるとのことであった。本来であれば、20日に開催される農地部会を通じて意見書を添付し進達するべきであるが、日程的に間に合わないので平田会長に了解をいただき、会長専決案件として意見書を添付し、県に進達したものです。

余談ではありますが、6月10日に県へ進達し、6月15日に競売買受適格証明書を発行してもらい、何とか入札期日に間に合ったとのことです。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

大原部会長

事務局の説明がございましたが、第8号議案(ロ)についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」 会長専決 1件 について、原案どおり承認いたしたいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。  
何か質問はないですか。

各 委 員 【特になし】 の声あり

大 原 部 会 長 それでは、これをもちまして 6 月の 農地部会を閉会致します。  
今月は審議の案件がいつもより多くありましたが、長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

(10時10分閉会)